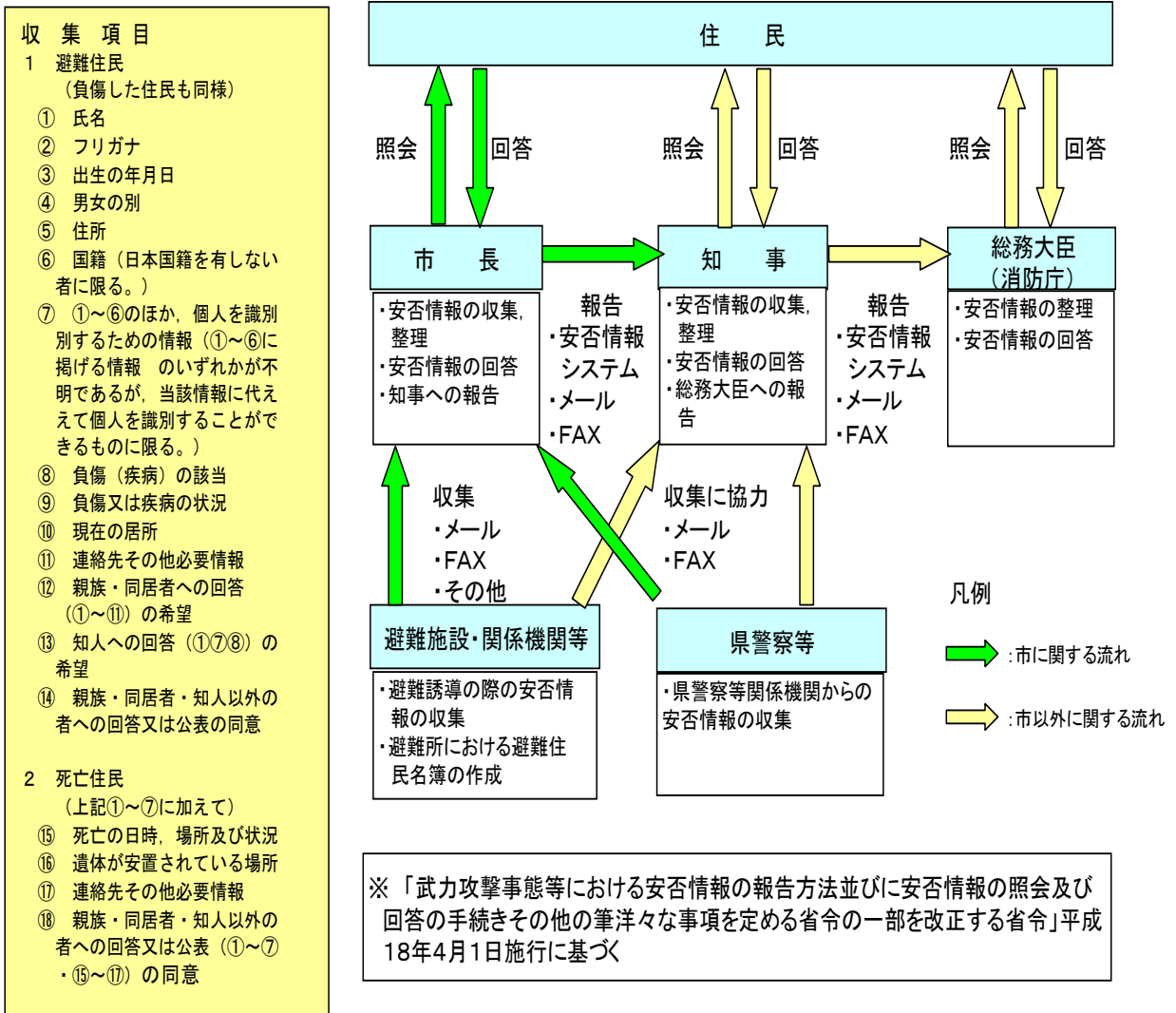


## 第6章 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

### 【安否情報の収集、整理及び提供の流れ】



## 1 安否情報の収集

### (1) 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については同様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか、住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。

### (2) 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲内において安否情報の提供への協力を行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

### (3) 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報については、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。

この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨が分かるように整理をしておく。

## 2 県に対する報告

市は、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムを使用する。システムを使用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を、電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などでの報告を行う。

※ 安否情報省令第2条に規定する様式第3号は、「巻末資料」参照

### 【避難住民】

○ 「避難住民」とは、国民保護法第52条第3項で、「第54条第1項の規定による指示（避難の指示）を受けた住民をいい、当該指示に係る地域に滞在する者を含む。」と定義されているが、安否情報を収集する対象は、運用上、避難住民等の負担をかんがみ、主に避難施設又は収容施設に向けて誘導する避難住民及びこれらの施設に滞在する避難住民とする。

### 【「死亡」、「負傷（重傷、軽傷）」】

- 「死亡」とは、当該武力攻撃災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
- 「重傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。
- 「軽傷」とは、当該武力攻撃災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。

### 3 安否情報の照会に対する回答

#### (1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、電話番号及びファクシミリ番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口にて、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。

なお、安否情報の照会に当たっては、本人確認等を行うため、照会者に対し、本人であることを証明する書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等）を照会窓口において提出又は提示させるものとする。

ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、照会者の住所、氏名、生年月日及び性別（以下「4情報」という。）について、照会者の住所地市町が保有する住民基本台帳と照会することにより本人確認を行った上で、口頭や電話、電子メールなどでの照会も受け付ける。

この場合において、市は、安否情報省令及び市個人情報保護条例に基づき、照会者の本人確認を行うため、照会者の住所地市町に問い合わせることにより、「4情報」の照会を行うこととする。

※ 「4情報」の照会書様式第4号は、「巻末資料」参照

#### (2) 安否情報の回答

ア 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有し、及び整理している場合において、原則として被照会者の同意に基づき、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を安否情報省令様式第5号により回答する。

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手方の氏名や連絡先等を把握しておかなければならない。

※ 安否情報回答書様式第5号は、「巻末資料」参照

#### (3) 個人の情報の保護への配慮

ア 安否情報は、個人の情報であることにかんがみ、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

### 4 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、前項第2号及び第3号と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。